

水経第 898 号

令和6年8月26日

富山市上下水道事業経営審議会

会長 辻 琢 也 様

富山市上下水道事業管理者

前 田 一 士



上下水道事業における適正な水道料金等の設定について（諮問）

将来にわたり健全な事業経営と安全で強靱な上下水道施設を維持し、持続可能なサービスを提供していくため、本市上下水道事業における適正な水道料金等の設定について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問理由

平成17年4月1日の旧7市町村による合併を契機に、旧市町村の枠組みを超えた上下水道事業の広域統合が実現した結果、富山市は全市的な見地から「富山市上下水道事業中長期ビジョン」を定め、浄水場等の修繕・更新を行い、安全で質の高い水道水の提供に努めるとともに、生活環境の改善のため、公共下水道の面的整備や浸水対策などの推進に努めてまいりました。

この間、合併時に旧富山市の料金体系に統一した水道料金は、平成20年4月の料金改定以降、消費税率の改定対応を除き、16年以上料金改定を行っておりません。また、合併時には、旧市町村の使用料体系を引き継いだ下水道使用料につきましても、平成20年4月に料金体系を統一するための改定を行って以来、水道料金と同様に使用料の実質改定をこれまで行ってきておりません。

こうした中、今後、施設の多くが更新時期を迎え、施設の更新や耐震化対策に多額の費用が必要となります。一方で、急速に進む人口減少や節水型機器の普及などにより、給水収益等の減少、昨今の物価高騰による電力費や薬品費、その他資材価格等の増大により上下水道事業の経営環境は年々厳しさを増している状況にあります。

つきましては、将来にわたり、市民生活や経済活動に不可欠な基盤インフラとして安心・安全な水道水の安定供給や下水道施設の適正な維持管理を実現するため、今後も健全な事業経営が図られるよう、上下水道事業における適正な水道料金等の設定について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。